

# 契約書

J  P  T -

学生番号記入欄

申込をされる方は、本プログラムへ参加枠を確定させるため、

下記へ必要事項を記入し、原則10日以内にご返送ください。

## ※注意※

下記、同意の場合は、□にチェックの上、ご署名ください。

- 私達は、EF高校交換留学諸条件、規則および規定の内容を読み、理解し、**同意の上**、本プログラムに申し込みます。
- はい、私（または法的保護者）は EFがどのように個人情報を使用するかについてプライバシーポリシーを読み、理解しており、EFがダイレクトマーケティングの目的で個人情報を利用することに同意します。

## 個人情報取り扱い

EFは、高校交換留学プログラムへの参加に際し参加者に提供いただいた個人情報（氏名や連絡先、健康情報等）を、お申込みいただいた高校交換留学体験の提供のために利用させていただきます。

## 重要個人情報

EFは通常、重要個人情報の取得は行いません。ただし、高校交換留学プログラムに対する参加生の適合性を評価し、プログラムへの参加を可能にしたり（例えばアレルギー）、保険の目的のために、重要個人情報の取得が必要な場合があります。重要個人情報とは、人種的または出身民族、政治的意見、宗教または哲学の信条、健康または病気の状態、または労働組合への加入などに関連した情報です。

個人情報の取得と使用についてご質問がある場合は、お気軽にEF Educational Foundation for Foreign Study Ltd（住所：Selnaustrasse 30, 8001 Zurich, Switzerland）にご連絡ください。たとえば、EFが参加者に関するどのような情報を利用するのかを知ることや誤った情報の訂正、特定の場合は個人情報の削除を求める権利があります。

[www.ef.com/legal](http://www.ef.com/legal)から、EFのプライバシーポリシーをご覧の上、EFにおけるお客様の個人情報および権利の取り扱いについてご確認ください。

---

参加者署名（漢字）

参加者フルネーム（アルファベットブロック体）

署名日（年/月/日）

---

保護者①署名（漢字）

保護者①フルネーム（アルファベットブロック体）

署名日（年/月/日）

---

保護者②署名（漢字）

保護者②フルネーム（アルファベットブロック体）

署名日（年/月/日）

<返送先> EF日本事務局

イー・エフ・エデュケーション・

ファースト・ジャパン株式会社

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷2-15-1

渋谷クロスター27階

Tel. 050 1743 1438

Email: [hsy.japan@ef.com](mailto:hsy.japan@ef.com)

EF Educational Foundation for Foreign Study Ltd.

# 2023-24 年度 EF 高校交換留学諸条件

以下の EF 高校交換留学諸条件（以下“諸条件”）は、規則および規定（下記に定める）とともに、“参加者”または“出願者”と EF Educational Foundation for Foreign Study Ltd（以下“EF”）との間で適用されます。

## 合格条件

EF 高校交換留学プログラム（以下“プログラム”）での合格条件として、出願をする生徒（以下“出願者”）は日本の中学校または高等学校に在籍し、過去 3 年間の学業成績が全教科 5 段階評価で 3 以上であること、および十分な出席日数を証明しなければなりません。

学業成績や出席日数に加え、派遣国により語学力、健康・ワクチン接種に関する参加条件があります。喫煙者およびペットや動物との生活ができない/したくない場合、プログラム参加不可となる派遣国もあります。選考時、語学力等が参加条件に満たない場合も、2023 年 5 月末までに参加条件をクリアすることを条件に合格を出すことがあります。出願者が審査過程を終え、合格し、申込みが完了すると、“参加者”とみなされます。

EF 日本国事務局による選考に合格をした場合でも、派遣国のプログラム管理者が審査し、提出書類の内容、健康診断結果、学業成績、語学力などがプログラム参加基準に達していないと判断した場合、派遣国の政府規則に従つて参加者の不合格を決定する場合があります。

万一、参加者が留学準備中および留学期間中に本諸条件と規則および規定（下記で定めているもの、または HUB の個人ウェブページで確認可能）で定めているプログラム参加条件を継続的に満たすことが出来ない場合、EF は参加者のプログラム参加を中止する権利を有します。

## プログラム参加費用

プログラム参加費用（以下“プログラム参加費用”）とは、本プログラム参加に際し EF にお支払いいただく、プログラム費用とその他の諸費用（登録料、保険料等、以下“諸費用”）を合わせた総費用を指します。

パンフレット、ウェブサイト、および本諸条件に記載されているプログラム参加費用は、2021 年 10 月 29 日時点の外国為替交換レートを基準として算出されております。外国為替レートの変動及びその他、必要費用（航空運賃等）の改定等の事由に伴い、これらのプログラム参加費用を変更することがあります。その場合、差額分を出発の約 1か月前までにお支払いいただきます。

EF は当初設定したプログラム参加費用を変更する権利を有し、変更が準拠法で認められない場合を除き、プログラム参加費用の変更を理由に参加をキャンセルすることは出来ません。

また、参加者は、EF のプログラム費用の大半が参加者の出発前に発生することを認めます。

プログラム費用にはビザ及びパスポート取得費用、語学力判定テスト、各種保険、渡航諸費用、語学力証明書類などの費用は含まれておりません。

## お支払いスケジュール

設定された支払い期限までに申込金 350,000 円をお支払いいただくことでプログラム参加枠を確保できます。このお申込金は最後の分割払いに充当されます。

プログラム参加費用（総費用）は、以下通り分割でのご請求となります。お支払いスケジュールは、申込日に基づいて選択されます。2 つの支払期限の間に申込した場合、最初のお支払いには過去の分割払いが含まれます。

EF は、最終支払期日を過ぎても未払金がある場合、渡航必要書類を保留する権利を有します。

## 2023 年 7 月/8 月 出発

期日	2022 年 8/31 迄 にお申込の方	2022 年 9/1 以降 にお申込の方
合格後 14 日以内	350,000 円	350,000 円
2022 年 9 月 30 日	総費用の 25%	-
2022 年 12 月 31 日	総費用の 25%	総費用の 35%

2023 年 3 月 31 日	総費用の 25%	総費用の 40%
2023 年 6 月 15 日	残額	残額

お支払い期限までに支払いが確認できない場合、支払い遅延金として 10,000 円をプログラム費用に追加させていただきます。予めご了承ください。  
各種割引キャンペーン・奨学金などは、全て第 4 回目の請求額から差し引き、合計金額に反映させていただきます。

## 出発予定日

派遣国	2023 年夏出発
アメリカ	2023 年 7 月 15 日（予定）
イギリス	2023 年 8 月 15 日（予定）
アイルランド	2023 年 8 月 15 日（予定）

上記出発日は本諸条件のために暫定的に設定している予定日であり確定ではありません。参加者の実際の出発日は今後改めてご連絡いたします。

## ウェルカムデイズ

派遣国で行われるウェルカムデイズ（以下“ウェルカムデイズ”、アイルランドの場合はイギリスで行われることがあります）は、すべての EF 高校交換留学プログラムに含まれています（詳しくはパンフレットをご覧ください）。ウェルカムデイズが始まる 30 日前までに滞在先が決まっていることが参加条件となります。これを理由にウェルカムデイズに参加ができなかった場合は、日本にて準備ギットをお渡しいたします。ウェルカムデイズに参加ができないことを理由にプログラム参加をキャンセルすることはできません。また、返金対象外となります。

## プログラム費用に含まれない諸経費

プログラム費用に加え、プログラム参加費用としてご負担頂く費用（諸費用）は下記のとおりです。参加者の過失による費用の未払いや支払い遅延は、参加者のプログラム参加取消につながる可能性があります。また、その場合は返金対象外となります。

### (A) 登録料

EF 高校交換留学プログラムの選考試験を受けるためには、出願書の提出が必要です。また、選考試験合格後、参加者には登録料（40,000 円）をご負担いただいております。

尚、プログラム参加の取消をする場合は、理由に関わらず、登録料の返金はいたしかねます。予めご了承ください。

### (B) 旅行・医療保険

プログラム参加に際し、参加者は包括的な旅行、医療の補償を含む保険への加入が必須となります。

そのため、プログラム参加費用には、保険会社である Erika Insurance Ltd

（または、適用される保険契約で定義されている代替保険会社との契約）を通じたティラーメイドの旅行保険グループ契約が自動的に含まれております。EF Educational Foundation for Foreign Study Ltd. が契約者となります。この保険は、すべての派遣国で必要とされる最低補償内容を満たしています。この保険の詳細、諸条件については、ウェブサイト [www.erikainsurance.com](http://www.erikainsurance.com) を参照してください。

参加者が自動的に加入されるこの保険の解除を希望する場合、参加者は、十分な補償がある保険に加入し、EF 所定の保険加入証明書 “EF High School Exchange Year Proof of Insurance Form” を 2023 年 6 月 1 日までに、EF へ提出いただく必要があります。その後、保険金額に相当する金額がプログラム参加費用から差し引かれます。自動的に加入の保険を利用する参加者は、保険の追加書類や加入証明書は必要ありません。

ご加入いただく保険は参加者の保護者の健康保険に付帯するものではなく、旅行、医療について十分補償する保

険である必要があります。EF は最低補償を満たしていない保険については拒否する権利を有します。また、上記に示した期日以降は “EF High School Exchange Year Proof of Insurance Form” の提出を受け付けいたしかねます。

ご加入いただいた保険の補償内容が十分であると EF が確認するまでは、自動的に加入される保険が総費用に含まれたままとなります。また、参加者が派遣国で車の運転をする場合は、参加者の責任において派遣国で追加の自動車保険に加入する必要があります。

参加者が学校外でのアクティビティ（スポーツクラブなど）に参加を希望する場合は、スポーツ保険にて補償されます。尚、エリカ保険およびスポーツ保険は、参加者が出発後、プログラムを中断し早期帰国をする等の理由に関わらず、返金はいたしかねます。イギリスプログラムご参加の方は、NHS（National Health Service/国民保健サービス）費用の負担が必要な場合があります。

(C) VISA（査証）の申請および料金  
料金は派遣国により異なります。詳細は「ビザ（査証）およびその他旅行時注意点」をご覧ください。

### (D) 個人的な費用（お小遣いなど）

個人的な費用には、飛行機を利用して実際に発生しうる預け手荷物の費用、EF またはプログラム関係者が計画するオプショナルの小旅行代、sim カード代、保険料、お小遣い、電話代（携帯電話など）、通学の交通費、教科書代、制服代、昼食代、派遣国での国内旅行代、衛生用品代、課外活動費などが含まれ、参加者の負担となります。

### (E) EF インターナショナル・ハイスクール・キャンプ（任意）

参加者は、派遣国で実施される 10 日～13 日間の準備キャンプへの参加を選択することができます。

（参加費用：249,000 円）

このキャンプは、参加可能人数および最小催行人数が設けられている場合があります。EF はキャンプの日程、期間、場所を変更する権利を有し、これらの変更を理由としてプログラムへの参加をキャンセルすることはできません。

キャンプに参加される場合は、キャンプ開始 30 日前までのホストファミリー決定を予定しています。この時までにホストファミリーが決定しない場合、キャンプ参加は取消となり、EF 日本国事務局より参加者にキャンプ費用を返金いたします。参加者は、キャンプに参加できないことを理由にプログラムへの参加をキャンセルすることはできません。

滞在先（長期または到着時一時滞在先）が確定している参加者が、2023 年 5 月 15 日以降にキャンプ参加をキャンセルする場合、キャンプ費用は全額返金対象外となります。キャンプだけでなく、プログラム自体の参加キャンセルであっても、キャンプ費用はご返金いたしかねますのでご了承ください。

### (F) 地域 / 州 選択プログラム（任意）

参加者が派遣国の特定エリアを希望する場合、EF が提示する地域/州の中から選択しリクエストを出すことができます（有料）。地域/州選択プログラム費用（地域選択 131,000 円/州選択 165,000 円）は、リクエスト受領後に EF 日本国事務局より送られる請求書に従つてお支払いください。ただし、選択した地域/州での受け入れは保証されておらず、選択した地域/州と学校を提供することができない場合、お支払いいただいた費用は全額返金いたします。また、選択した地域/州で滞在先が決まらなかつたことを理由にプログラムをキャンセルすることはできません。詳細および費用については、EF 日本国事務局にご連絡ください。

(G) 病気になった場合のキャンセル補償プラン（任意）  
EF ではオプションとして、出発前に参加者本人、あるいは家族（この場合両親、兄弟、姉妹）の病気、重傷、または死亡によりプログラムへの参加をキャンセルする必要が生じた場合のキャンセル補償プランがあり、自動的

にプログラム参加費用に含まれています。加入を希望しない場合、お申込金振込日以降10日以内に日本事務局まで書面でお知らせください。

このキャンセル補償プランを適用する場合は、出発予定日以前に、参加者本人または家族（両親または兄弟姉妹）の病気、重傷、または死によりプログラムをキャンセルする場合、参加者または保護者または法的後見人からの書面による申し出とともに、医師による診断書の提出が必要となります。書面による申し出及び診断書の受領後、すでにお支払いいただいたプログラム費用の返金手続きをさせていただきます。ただし、キャンセル補償プランが適用される場合でも、登録料、キャンセル補償プラン費用は返金されません。

EFは医師によるセカンドオピニオンをEF負担で求める権利を有します。紛争が発生した際には、キャンセル補償プランに基づく保護を確定するために、セカンドオピニオンが優先されます。

尚、キャンセル補償プランは参加者の出発前のみ適用され、出発後は旅行保険/医療保険が適用されます。

### プログラムの変更

EFは以下の権利を有します。

1. 派遣国への全ての航空会社、飛行ルート、旅程を決定する
2. 必要な状況が発生した場合にプログラムの派遣国を変更する
3. 渡航関連の諸手続きおよびプログラム出発予定日を変更する

### キャンセルおよび返金の規定

本キャンセル・返金規定は、病気になった場合キャンセル補償プラン（セクションG）が適用される場合を除きすべての参加生に適用されます。

参加者がプログラムへの参加をキャンセルする場合、EFは以下の費用を頂戴いたします。

1) 2022年12月31日以前のキャンセル  
登録料、キャンセル補償プラン費用（任意）

2) 2023年4月1日以前のキャンセル

登録料、キャンセル補償プラン費用（任意）および次の項目の合計金額の25%；プログラム費用、ランゲージ&カルチャーキャンプ（任意）、地域/州選択プログラムに関わる費用（任意）

3) 2023年5月1日以前のキャンセル

登録料、キャンセル補償プラン費用（任意）、および次の項目の合計金額の50%；プログラム費用、ランゲージ&カルチャーキャンプ（任意）、地域/州選択プログラムに関わる費用（任意）

4) 2023年6月15日以前のキャンセル

登録料、キャンセル補償プラン費用（任意）、および次の項目の合計金額の75%；プログラム費用、ランゲージ&カルチャーキャンプ（任意）、地域/州選択プログラムに関わる費用（任意）

5) 2023年6月16日以降のキャンセル

プログラム費用全額、登録料、キャンセル補償プラン費用（任意）、プログラム費用、ランゲージ&カルチャーキャンプ（任意）、地域/州選択プログラムに関わる費用（任意）

キャンセルを希望する場合、必ず以下の「必要事項」を記入の上、書面（書式は問いません）にてEF日本事務局までご連絡ください。口頭でのキャンセル申し出は無効です。参加者からの書面受理日がキャンセル日となり、上記規定に沿った費用を差し引いた残金を返金いたします。

必要事項：プログラム名、参加者氏名、学生番号、キャンセル理由、参加者本人および保護者署名（捺印）、署名日、返金先口座情報（返金対象の場合のみ）

万一、EFが感染症の流行状況により出発前に本プログラムを中止した場合には、EFはお支払い済みの費用（返金不可のものを除く）から管理費用300,000円を差し引いた金額を返金します。感染症の流行状況によるプログラム中止の決定はEFの裁量によるものとします。

EFのプログラム費用の大部分は参加者の出発前に発生するため、参加者が自分の意思、自分の過失、またはその他、参加者に起因する理由でプログラムから早期帰国

となる場合、EFはいかなる金額も返金しません。特に、参加者は以下の状況においてEFがいかなる金額も返金しないことを認め、同意します。

1. 参加者が本諸条件、規則および規定、または国の法律（母国および派遣国両方を含む）に違反した場合
2. 参加者の都合によりプログラムを放棄する必要がある場合（キャンセル補償プランが適用される場合を除く）
3. 参加者が提出書類上で、過去または現在の身体・精神に関する病歴の隠ぺいや事実と異なる報告をした場合（「生徒の健康概要」）

また、EFは、上記の「プログラムの変更」に記載のプログラム変更があった場合、またはEFの制御が及ばない理由で出発後にプログラムを中止した場合、一切の返金は致しません。参加者は、EFが以下の状況で返金しないことを認め、同意します。

### 4. 以下のような不可抗力事象

5. EFの裁量により、Covid-19（新型コロナウイルス感染症）が原因でプログラムの終了が決定された場合

6. 本諸条件の日付以降に施行された法律を含むがこれに限定されない、政府及び/又は当局による行為又は決定が、本諸条件の「プログラムの期間および解除」の条項に従つたEFの立場、権利及び/又は利益に重大な悪影響を及ぼす場合。

上記に加え、理由にかかわらず早期帰国になった場合も返金は一切致しかねます。また早期帰国の際に追加費用がかかる場合、参加者または保護者や法的後見人にご負担いただきます。

参加者がプログラムから早期帰国した場合、またはEFが出発後にプログラムを中止した場合、参加者はプログラムから完全に除外されるため、プログラムの一部として他の目的地に旅行することはできません。

### ビザ（査証）およびその他の旅行時注意点

各派遣国には独自の査証規定があり、入国時に必要なビザ（査証）の取得が必要です。EF日本事務局よりビザ申請に関するご案内をお送りいたしますので、参加者は、案内に従い速やかな対応をお願いいたします。ビザ申請および大使館/領事館/ビザ申請センターでの申請料金（および査証関連費用）や必要書類の手配にかかる費用は、参加者本人または保護者/法的後見人にご負担いただきます。

参加者のパスポートは参加者が国籍を持つ国で発行され、少なくともプログラム終了後6ヶ月以上の残存期間が必要となります。2023年4月15日までに、パスポートのコピー1部をEF日本事務局に提出してください。

EFでは、万が一に備えて、パスポート、ビザ（査証）、トラベラーズチェック、旅行保険証書、個人連絡先情報、クレジットカード番号、出生証明書などの重要書類のコピーを保管しておこうことを推奨しています。

EFおよびEF日本事務局は参加者の個人財産の紛失または盗難については法的責任を負いません。

参加者が旅行中もしくはプログラム参加中にパスポートを紛失した場合、以下を含め、紛失に伴いかかったすべての費用、料金、罰金の支払いは参加者の責任によるものとします（パスポート再発行に関わる費用、航空会社から請求される料金、移動/食事/宿泊にかかる費用、および紛失に伴いEFが被った費用等）。

参加者は、個人の荷物もしくは財産の紛失または損害、あるいは死亡もしくは怪我に対する航空会社の法的責任は、航空会社の運賃規則またはモントリオール条約あるいはこの両方の制限内であることを理解します。

プログラム費用には日本の国際空港から派遣国への往復航空運賃および国際線の標準および手荷物制限内の荷物料金が含まれます。超過手荷物料金は、参加者が渡航時に直接航空会社へお支払いください。

### 健康に関する規則

参加者はプログラム申込み後、総合健康診断を受診し、日本の医師が署名した健康診断証明書をEFに提出する必要があります。健康診断証明書はプログラム申込み後にEF日本事務局より届く書類一式に含まれていますが、HUB WEB個人ページから入手ができます。受入れ本部がこの

総合健康診断書を受領・確認し、正式にプログラムへの参加者受入れが確定されます。

参加者に現在もしくは過去に健康問題がある場合、EFは参加者の受入れを取消す権利を有します。また、このような健康問題がプログラム参加中に発生した場合、EFは独自の判断で参加者のプログラム参加をただちに中止する権利を有します。参加者がホストファミリーのペットや動物と共に暮らすことが可能であることを条件とする派遣国もあります。さらに、派遣国/州/地域の当局および学校が定める予防接種を受ける必要があり、EFから提供される情報を参考の上、可能な限り派遣国への渡航前に予防接種を受けるものとします。

参加者の病歴/精神疾患履歴の情報に誤りや省略があつた場合、プログラムへの参加者の受入れや参加継続に影響する可能性があります。プログラム申込み後および出発予定期間に参加者の心身の健康状態に変化が生じた場合、参加者はただちにEF日本事務局に知らせる必要があります。これらの要件を順守できない場合、プログラムへの参加者の受入れや参加継続に影響する場合があります。

参加者は、各派遣国のプログラム管理者からの、派遣国ごとの追加文書や健康関連の規則に関する規定を参照してください。

### 規則および規定

参加者の安全を守り留学を成功させるために、EF、派遣国のプログラム運営者は参加者が順守しなければならないプログラムに関する「規則および規定」を設けています。これらの規則および規定の文書は、申込み後に届く書類一式に含まれており、参加者本人およびその保護者/法的後見人の署名が求められます。書類はHUBの個人ページよりダウンロードすることも可能です。他の書類と合わせ、EF日本事務局へ返送してください。

参加者はプログラム中、EFの規則および規定、地域担当者（IEC）またはEF関係者の指示、および派遣国/州/地域の法律を順守することに同意するものとします。これらの規則および規定、法律に違反した場合、EFは独自の判断で参加者のプログラムへの参加を中止する権利を有し、それにかかる費用は参加者が負担するものとします。

### 単位

EFは、日本の高校の単位認定判断をしないため（日本の学校が行います）、EFが海外での履修単位の付与または卒業を保証することはできません。また、EFおよびEF日本事務局は参加者の依頼により成績証明書や在籍証明書などの証明書類を請求、取得、交付する責任を負いません。帰国後に証明書類の取得をすることは、現地校の都合により、困難な場合があります。このようなトラブルを避けるため、現地校により発行される証明書が必要な場合、帰国前に現地校に直接依頼、取得をし、参加生自身が持ち帰るようにご案内しております。

### HUB WEB サービス

参加者にはEF日本事務局よりオンラインのHUBアカウントが発行されます。HUBで使用する通信内容、写真、その他メディアは私的なものと見なされ、EFはこれらに対して一切の責任を負いません。参加者のHUBサービスご利用にあたっては、参加者の保護者/法的後見人が同意しているものとします。

### プログラムの期間および解除

EF高校交換留学諸条件、規則および規定に明記されていない保証、表明、条件は、いずれのプログラムにも適用されないものとします。

各プログラムはEFが指定する日本の出発空港から航空機が飛び立った時点で開始され、航空機が日本の空港に着陸した時点で終了します。参加者が、EFが選択したホストファミリー宅以外で滞在を延長または継続することを決定した場合、プログラムは参加者がホストファミリー宅を出た時点または学校の修了日から14日以内に終了します。

EFの地位、権利あるいは利益に著しく反する法律を含め、本諸条件が有効になった後に政府および当局によって新たな法令が施行された場合、EFは参加者及び保護者/法的後見人に書面で通知することにより、ただちに本諸条件を解除する権利を有します。

## 準拠法

EF 日本事務局（EF Education First Japan Ltd の高校交換留学部門）は日本においてプログラムのプロモーションを行っており、本プログラムは、スイス・チューリッヒの EF Educational Foundation for Foreign Study Ltd が販売しています。アメリカにおけるこのプログラムは、国務省が制定した規則および規定のもと、交換留学を通して異文化理解の促進に貢献している、マサチューセッツ州の非営利団体 EF Educational Foundation for Foreign Study によって管理されています。

本諸条件は、法の抵触に関する原則にかかわらず日本の法律に準拠し、本諸条件またはプログラムに関して生じた一切の紛争は、東京地方裁判所にて排他的に解決されるものとします。また、一切の紛争が東京裁判所にて解決されることへの同意をもって、マサチューセッツ州の非営利団体 EF Educational Foundation for Foreign Study が管理するアメリカプログラムに関して生じた一切の紛争について、アメリカ合衆国連邦地方裁判所を専属管轄裁判所にする権利を放棄することに、撤回不能で同意するものとします。

## 米国における免責

以下の免責条項は、参加者が米国の法律に基づき米国連邦裁判所または州裁判所または司法管轄区において有する請求にのみ適用されるものとします。なお、参加者が日本の法律に基づいて有するすべての権利は、以下の免責条項によって制限されるものではありません。

参加者（または、参加者が準拠法の下で未成年である場合は保護者（後見人））は、プログラムの参加に関して、権利放棄対象者に対するあらゆる申し立てを放棄し、免責とすることに同意します。ここで用いられる「権利放棄対象者」とは、EF Educational Foundation for Foreign Study Ltd と EF Educational Foundation for Foreign Study、それらの関連会社、親会社、子会社、取締役、株主、代理店、従業員、委託先（参加者の地域コーディネーターIEC を含む）等です。

また、参加者はプログラムへの参加についてのあらゆる申し立てのために、権利放棄対象者を告訴しないことに同意します。上記は、権利放棄対象者の意図的もしくは無謀な行為による場合を除き、過失、明示的・黙示的の保証の不履行、不法死亡、法令に基づいた申し立てを含めるがこれに限定されません。さらに権利放棄対象者が独自の判断において、プログラム参加中に生じた健康問題やその他の事由に関し、法律の許す範囲内での参加者の保護者、後見人または緊急連絡先に連絡を取る権利を有することに同意します。この免責事項が、参加者、保護者、後見人および個人的な代理人、執行者、相続人、そして家族に対して適用され拘束されることに同意します。

## 不可抗力事象

EF および本プログラム管理者は、出発国または留学先国で発生したか否かにかかわらず、天災、自然災害、天候、戦争、テロ攻撃、ストライキなどの混乱、政情不安、疫病、政府による規制、または航空会社、バス会社、鉄道会社、船会社、ホテル、ツアーオペレーターなど EF および本プログラム管理者が直接管理していない個人または機関の作為または不作為を含む（ただし必ずしもこれらに限定されない）制御不能な事象について責任を負わないものとします。

## 苦情

プログラム中に問題が生じた場合、参加者は問題の解決を図るために、可能な限り速やかに EF の担当者に連絡を取ることとします。プログラムに参加している間に参加者が第一に連絡を取るべき担当者は、出発前に決められる地域担当者（IEC/International Exchange Coordinator または RM/Regional Manager）です。プログラム中に EF によって是正措置が講じられなかった場合、プログラム修了後 30 日以内に EF 日本事務局に書面で苦情を申し立てることとします。

本諸条件およびプログラムに関する規則および規定は、パンフレット、ウェブサイトあるいは他のプログラム関連書面に記載されている内容に優先します。本諸条件およびここに記載された文書が、以前の諸条件およびそこに記載された文書に反する場合、本諸条件およびプログラムに関する規則と規定の内容が優先されます。本諸条件の内容変更は、書面化され EF 責任者による署名がなされない限り無効です。万が一、裁判所により本諸条件の一部に無効または法的強制力がないとみなされた場合でも、残りの部分に関する有効性や法的強制力は一切影響を受けないものとします。